

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第12回火薬小委員会  
議事要旨

日時：令和2年10月1日（木曜日）15時00分～17時00分

場所：オンライン開催

**出席者**

新井（充）座長、浅野委員、飯田委員、磯谷委員、伊藤委員、川崎委員、木村委員、熊崎委員、関委員、高木委員、高橋委員、東嶋委員、日吉委員、松尾委員、三浦委員、三宅委員、森下委員、山田委員

**議題**

- （1）火薬類の技術基準等の見直しについて（審議事項・報告事項）
- （2）火薬類の技術基準等の改正状況について（報告事項）
- （3）令和元年の火薬類取締法関係事故等について（報告事項）
- （4）その他

**議事概要**

（1）火薬類の技術基準等の見直しについて

（委員）

採石現場の露天掘りでは飛び石対策のため、小さな発破を数回に分けて実施しているが、火薬類取扱所を置かない場合（規則第52条第1項第2号）は、1日1回の消費に限定されていたため、一度に発破を行うしかないことがあった。本件が改善されて非常に合理的である。

（委員）

火薬類取扱所設置を免除する規定については、規制緩和の方向ということで歓迎するが、保安まで緩和されないように都道府県等を通じたチェックを徹底してもらいたい。

（事務局）

消費に関しては都道府県が個別の許可申請を確認する。申請書に記載された危険予防等の観点を確認することで、保安が確保されると考える。

（委員）

鉱山保安法と火薬類取締法では、火薬類取扱所、火工所の取扱いが大きく違う印象。鉱山と採石場で、同じ明かりの発破を行う場合に、遵守すべき法律によって運用が異なるのはいかがなものか。火薬類取扱所と火工所の在り方を今後検討してもらいたい。

(事務局)

鉱山保安法では用途に応じて火薬類取扱所の一部を不要とし、火工所については規定していない。火薬類取締法においては、親ダイ作成時等に雨風等を防ぐものとして火工所が規定されており、基本的にはこれまで通り技術基準に従っていただきたい。なお、今回の改正では、火薬類取扱所を一部不要とする方向になっている。

(委員)

本審議内容は、9月14日のWGで技術的な観点から問題ないと判断されているため、技術的な観点からの保安は確保できるものと考えている。改正後の規則に基づいた運用においては、業界への指導を適切に行っていただきたい。

## (2) 今年度実施した施策について (報告事項)

(委員)

性能規定化により自主保安が進むことを期待。火薬類取締法は火薬業界にとって保安管理の根幹。改正によって各社のこれまでの対応との齟齬が生じないように指導してもらいたい。

## (3) 2019年の火薬類取締法関係事故について

特になし。

## (4) その他

(委員)

古い法律であるため、今の時代にそぐわない内容があったが、今回の性能規定化に伴い、ある程度解消できたものもあると思う一方、未だ道半ばのものもあるのではないかと考えている。

また、法制化する段階で、必ずしも議論の結果が反映されていない面があると聞いており、懸念している。煙火の消費が落ち込む中、煙火の無許可消費の数量の見直しについても早く法制化いただきたい。

(事務局)

道半ばのものがあるのではないかとのご意見については、これまでの議論に基づく一通りの改正を終えた後、改めてご要望をお伺いしたい。

また、議論の結果が法令に反映されていないとのご指摘については、法令審査を受ける中で変更の可能性があるのご容赦いただきたい。煙火の無許可消費の見直しについては、今回の審議内容と合わせて改正する予定。

(委員)

改正後の規則について、許可権者である都道府県が、改正後の規則を理解して、規制強化につながるようなことがないよう、ご指導いただきたい。

(事務局)

改正内容については、正確に都道府県に伝えていきたいと思っている。例えば、監督部や都道府県が集まった会議等の場でのコミュニケーションを図っていきたい。

#### **お問合せ先**

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565